

認知症診断助成制度における診断後支援について

<部会提案を経て予算化された事項>

- ① 認知症疾患医療センター（7ヶ所）での診断後支援
 - ・ 診断後の専門医療相談・日常生活支援相談
 - ・ 認知症サロン※令和3年度より、国において必須化された。
- ② KOBE みまもりヘルパー事業
 - ・ 令和3年3月から、認知症またはMCI（軽度認知障害）の診断を受けた方を対象に、家族の負担軽減を含めた在宅生活への支援として、見守りや話し相手、外出の付き添い等を行うKOBE みまもりヘルパー事業を実施。
- ③ 認知症地域支えあい推進事業
 - ・ 認知症の方や認知症の疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、地域における認知症についての理解を深める学習会の開催や、認知症予防の取組みを支援するため、地域に専門職を講師として派遣。
- ④ 権利擁護施策の充実
 - ・ 日常的金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の実施体制を強化するとともに、成年後見制度についての更なる利用促進を実施（専門員の増員等）。

<認知症関連施策の検討事項>

- ① 神戸市認知症ケアパスの改訂
 - ・ 平成30年に作成した現行冊子について、掲載内容のアップデートと充実を図る。認知症神戸モデルの掲載、相談窓口及び支援事業の掲載充実など。
- ② 若年性認知症支援の取り組み
 - ・ 現状として、若年性認知症の方の総合的な相談・支援は、兵庫県設置の「ひょうご若年性認知症支援センター」において実施。
 - ・ 本市としては、こうべオレンジダイヤル及び認知症疾患医療センターでの相談受付、認知症神戸モデルの利用（認知機能精密検査費用の助成・事故救済制度への加入）、若年性認知症支援者向け研修などを実施。